

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成21年8月25日

分任支出負担行為担当官

上川中部森林管理署長

小原 正人

1. 競争に付する事項

物件番号 2号

(1)発注物件名 造林調査設計業務委託

(2)発注物件の場所 上川中部森林管理署8ひ林小班外

(3)発注物件の概要

作業種	面積	調査箇所	仕様書及び調査方法
地拵	57.50 ha	8ひ林小班外27	別紙閲覧図書による
植付	57.50 ha	同上	別紙閲覧図書による
区域測量	57.50 ha	同上	別紙閲覧図書による

(4)履行期間 契約の翌日から平成22年2月28日

(5)納入場所 上川中部森林管理署

2. 競争入札への参加資格

造林調査設計業務委託に係る競争入札の有資格者は、次の条件の全てに該当する者

(1)競争参加資格(全省統一資格)において「役務の提供」のうち「その他」に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。有資格者名簿の登録に係わる「資格審査結果通知書」の写しを入札説明書等の閲覧時に上川中部森林管理署業務第二課森林育成係に提出すること。

(2)林業技師養成事業実施要領の規定に基づき林業技士の登録(林業経営部門)を受けた者(以下「林業技士」という)を有しており、その者の林業技士の登録認定書の写しを、入札説明書等の閲覧時に上川中部森林管理署業務第二課森林育成係に提出すること。

(3)北海道に本店、支店又は営業所が所在し、過去15年以内に同種の事業実績を有する者。

(4)予算決算及び会計令第70条に該当しない者であること。

(5)予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。

(6)「工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3. 競争入札への参加資格の確認

上記2の(2)に該当する者は、次により事業実績の確認を受けること。

(1) 事業実績の確認

事業実績は、実施した調査委託の名称、場所、時期、請負金額、会社の名称、所在地、並びに会社の代表者名及び発注者名が記載された契約書の写し（以下「契約書写し」という）を提出すること。

(2) 契約書写しの持参者の確認

契約書写しは、競争入札に参加を希望する者が、上川中部森林管理署業務第二課森林育成係に直接持参すること。

契約書写しの持参者は、氏名、所属会社の名称及び所在地並びに所属会社における役職が記載された身分証明書又はこれに準ずる書類（以下「身分証明書等」という）を提示して確認を受けること。

(3) 契約書写しの提出時期

契約書写しの提出の時期は、次の期間において事業実績の確認を要する者が競争入札に係る入札説明書等の閲覧を行うときとする。

契約書写しの提出期間

平成21年8月26日（水）から平成21年9月7日（月）まで（ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日に該当する日を除く）9時から16時まで（ただし12時から13時までの時間を除く）。

(4) 事業実績の確認

事業実績の確認は、分任支出負担行為担当官が審査し、条件を満たした者を最終的に当該競争に参加させる者とする。

4. 契約条項を示す場所、入札説明書等の閲覧場所および問い合わせ先

北海道旭川市神楽4条3丁目

上川中部森林管理署 業務第二課 森林育成係 電話0166-61-0206

5. 入札説明書等の閲覧に供する期間

本調査委託に関する実施計画書、仕様書、現場説明書、入札説明書及び入札者注意書等は、次の期間に上記4の場所において閲覧に供する。閲覧者は閲覧場所に備え付けの閲覧者名簿に必要事項を記入すること。

閲覧に供する期間

平成21年8月26日（水）から平成21年9月7日（月）まで（ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日に該当する日を除く）9時から16時まで（ただし12時から13時までの時間を除く）。

6. 入札の執行、開札の場所及び日時

(1)入札及び開札の場所

北海道旭川市神楽3条4丁目3番25号

上川中部森林管理署 入札室

(2)入札日時

平成21年9月8日(火)10時30分開始(郵便入札及び電子入札は受け付けない)

(3)集合時間

入札開始10分前に入札会場に集合すること。

(4)開 札

平成21年9月8日(火)入札終了後直ちに開札。

7. その他

(1)言語及び通貨

入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)入札保証金

予算決算及び会計令第77条第1項第2号の規定により入札保証金を免除する。

(3)入札の無効

入札説明書及び入札者注意書による。

(4)落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

契約は、当該落札金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって契約金額とする。

(5)契約書作成の要否

会計法第29条の8の規定に基づき契約書の作成を要する。

(お知らせ)

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局(<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>)をご覧ください。